

新公審査答申（個）第13号
令和4年8月3日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和3年11月2日付け、新男女第344号の9で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年7月9日付け新民協第130号の2により行った非開示決定はこれを取り消し、審査請求人に関する保有個人情報をも特定し直し、改めて開示非開示の決定をすべきである。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和3年6月18日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、実施機関が私の事に対応したものが分かるもの（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和3年7月9日、実施機関は、本件請求に係る文書を保有していないためとし、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年7月13日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和3年11月2日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書において主張する内容は以下のとおりである。

「私の相談事等を課として、開示か非開示等かの対応した公文書も、閲覧又は、視聴と写しの窓口における交付の手続きの別記様式1号等に、よって私の個人情報、五年間保有しているはず私が五年間閲覧又は、視聴する権利を（新民協130号の2）の決定は、請求に係る個人情報を保有していない（請求に係る文書を保有していない）と私が、公文書が、間違っているのを見付ける事が出来ないと又文書に書けないため抵抗できないように、一方的な非開示決定の処分一方的な処分を取り消せ。」（原文ママ）

なお、審査請求人は反論書の提出はない。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

令和3年6月18日付けで審査請求人より開示請求のあった個人情報については、請求書面に該当する文書がないと判断し、令和3年7月9日付けで非開示処分を行った。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求の対象となる保有個人情報に係る文書を保有していないことを理由に本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、審査請求人及び実施機関の主張について検討する。

2 本件決定の妥当性について

- (1) 本件の個人情報開示請求書（以下「本件請求書」という。）を確認すると、対象期間の始期の記載がなく、令和3年6月18日までとあり、請求する個人情報の内容は、「私の事に対応した事も含む、私の事に対応したものが分かるかもの。」と記載がある。また、本件審査請求においては、「私の個人情報は五年間保有しているはず」と主張している。

そうすると、本件請求個人情報の対象は、令和3年6月18日から過去5年間における、実施機関が審査請求人と対応したことが分かるものと推測される。

しかし、実施機関は、文書を保有していないとしていることから、当審査会は、過去5年間における審査請求人との対応や保有個人情報について、実施機関に確認したところ、審査請求人とは、令和3年5月に別の審査請求の審査庁として、審査請求人からの文書の収受及び発出したほか、本件請求においては、審査請求人と電話で確認をしたとのことであった。

また、審査庁として他の審査請求関係の文書を収受及び発出しており、審査請求人の個人情報を保有していることが確認できた。

- (2) 当審査会は、審査請求人の保有個人情報があるにも関わらず、本件決定をして

いることについて、実施機関に確認したところ、審査請求人との電話で主張を聞いたが、意味を理解することができなかつたとし、保有している審査請求人の個人情報、審査請求人から提出、または、実施機関から送付しているもので、審査請求人が内容を承知しているものであり、本件請求の対象外と考え、その他の保有個人情報は保有していないことから、本件決定を行ったとのことであった。

念のため、当審査会は、実施機関に、市民からの窓口や電話での対応について、その内容を記録する等の規定や事務の取扱いの有無を確認したところ、そのような規定は特段定めていないとのことであった。

- (3) そもそも、条例には、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」とある。

また、条例の手引きには、条文中の「形式上の不備があると認めるとき」とは、不明確な箇所がある場合又は行政文書が特定できない場合等をいうとある。

なお、条例における個人情報開示請求の対象文書については、同一請求人への開示済みの文書を新たに請求したとしても、対象としないとする規定はない。

- (4) そうすると、実施機関は、本件請求保有個人情報について、審査請求人が求める個人情報の十分な特定をしておらず、保有する審査請求に関係する審査請求人の個人情報についても、審査請求人へ情報提供をしていないことが認められる。

本来ならば、開示請求の対象となる期間や個人情報が特定できない場合、形式上の不備として補正を求めたうえで、本件決定を行うべきであったと言える。

- (5) したがって、本件請求保有個人情報については、対象とする期間や保有個人情報に関し、審査請求人と実施機関との間に齟齬があると認められることから、実施機関の本件決定は取り消し、条例に基づき、改めて開示非開示の決定をすべきである。

- 3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和3年10月18日	実施機関の諮問書を受理
令和4年 5月23日	審査会開催（第1回）
令和4年 6月24日	審査会開催（第2回）
令和4年 7月22日	審査会開催（第3回）

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子